

保育所入所基準表

(1) 基礎指数（保護者のうち点数の低い方とする。）

区分		保護者の状況	指数
就 労		月20日以上、1日8時間以上	10
		月20日以上、1日7時間以上	9
		月20日以上、1日6時間以上	8
		月16日以上、1日6時間以上	7
		月16日以上、1日4時間以上	6
		月12日以上、1日4時間以上	5
	内 職	月12日以上、1日4時間以上	4
妊娠・出産		出産予定月の前後各2か月の期間	8
疾 病 等	入 院	1か月以上の入院	10
	自 宅 療 養	1か月以上の常時臥床	10
		週3日以上通院かつ安静を要する	7
		週1日以上通院かつ安静を要する	5
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	10
		身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級	7
	そ の 他	上記以外で必要とする場合	5
介 護 等	入 院	1か月以上の入院付添	10
	在 宅 介 護	要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方の介護・看護	8
		要介護1・2、身体障害者手帳3級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級を受けている方の介護・看護	5
		上記以外で必要とする場合	5
災害復旧		震災、風水害、火災、その他の災害による居宅の復旧	10
就 学 (学校教育表に基づく学校、専修学校、各種学校 又は公共職業訓練施設)		月120時間以上	8
		月48時間以上	5
求職活動		求職活動（起業準備を含む）を行っている	2
虐 待 等		虐待、DVのおそれがある	10

- ・複数の要件に該当する場合には、基本指数が高い方の要件を適用します。
- ・就労時間は、休憩時間・残業時間を含みません。

(2) 調整指数

状況	指数
ひとり親家庭	+4
生活保護世帯等	+2
兄弟姉妹が保育所に在園している場合	+1
同居の祖父母（65歳未満）がおり自宅で保育可能な場合	-1

(3) 優先順位

順位	状況
1	優先入所区域
2	ひとり親家庭
3	兄弟姉妹が在園している
4	保育を必要とする理由間の優先順位（保護者のうち点数の低い方の理由項目を比較） 災害復旧＞疾病・障害＞就労＞介護等＞妊娠・出産＞就学＞求職活動
5	その他の状況 ・就労時間 ・復職日 ・家庭状況（単身赴任、祖父母との同居状況等） ・保育料等の収納状況